

西部地区学力向上のための授業研究会運営委員会設置要綱

西部教育事務所

1 目的

西部地区学力向上のための授業研究会運営委員会（以下「地区運営委員会」という。）は、西部地区学力向上のための授業研究会（以下「地区授業研究会」という。）についてその円滑な運営に当たる。

2 構成

地区運営委員会は次に掲げる者のうちから教育事務所長が就任を依頼し、又は任命する委員をもって組織する。

- 一 西部教育事務所指導主事
- 二 関係市町村教育委員会指導主事等

なお、委員長は西部教育事務所主席指導主事とする。

3 所掌事務

地区運営委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- 一 地区授業研究会の運営・実施するために必要な業務

4 その他

必要により運営委員会委員長はその他必要に応じて実施委員を依頼することができる。